

名古屋大学全学新生歓迎実行委員会 規約

前文

名古屋大学における学生の諸活動は、我々の主体的な参加のもとに成立する。その重要な一部である新生歓迎活動は、新生がこれからの大学生活の礎を築く上で不可欠な機会を提供するものである。

我々は、すべての新生が公平に情報を得て、自らの意思で活動を選択できる権利を保障するとともに、活動を紹介するすべての学生団体が協働し、大学コミュニティ全体の活性化に寄与することを目指す。

ここに全新歓規約を定め、新生歓迎活動における学生の主体的参加を確保し、その健全な発展を希求するものである。

第1章 総則

第1条【目的】

この規約は、名古屋大学の学生が、民主的かつ主体的に新生歓迎活動（以下、「全新歓」という）に参加し、運営するための組織と原則を定めることを目的とする。

第2条【組織】

全新歓を主催し、その円滑な運営を担う組織として、名古屋大学全学新生歓迎実行委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

第3条【所在地】

委員会を次の所在地に置く。愛知県名古屋市千種区不老町1 名古屋大学内

第2章 委員会

第4条【構成】

委員会は、前文の趣旨に賛同し活動に参加する名古屋大学の学生団体の構成員（以下、「委員」という）をもって構成される。

第5条【委員会の発足】

前年度の委員長は、次年度の委員会を発足させるため前年度の執行委員会を招集し発足する。構成団体とは、委員会の運営に関与し執行委員を選出する団体をいう。

第6条【役員】

1. 委員会に、委員長、副委員長、書記、会計その他必要と認める役員を置く。
2. 委員長は、委員会を代表し、会務を総覧する。議決権は有さない。
3. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に支障があるときはその職務を代行する。
4. 書記は会議の内容を記録し、議事録として来年度に引き継ぐまで保管する。

5. 会計は委員会の経費・予算を統括し、委員会に決算報告を行う。

第7条【執行委員会】

1. 委員会における最高意思決定機関として、執行委員会を置く。
2. 執行委員会は、別に定める構成団体から選出された代表者（以下、「執行委員」という）をもって構成する。議決権は1団体1票を持つ。各構成団体は、執行委員の補欠（1名）をあらかじめ届け出ることができる。
3. 執行委員は、出席できない場合、補欠は当該会議に限り執行委員とみなし議決権を行使できる。
4. 執行委員会は、委員長が招集し、議長を兼ねる。
5. 執行委員の過半数が招集を求めた場合、委員長は速やかに執行委員会を招集しなければならない（以下、請求招集）。執行委員の過半数が、議題を示して招集を要請したときは、委員長は要請に応じて招集する。委員長が招集できない場合、副委員長が招集できる。
6. 執行委員会は、執行委員全員の出席をもって成立する。
7. 執行委員会の議事は、別に定めがある場合を除き、執行委員の多数決でこれを決する。
8. 執行委員（補欠も含め）個人の任期は二期までとし、三期以降の再任は認められない。一期は1年とする。

第8条【執行委員会の権能】

執行委員会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- 一、活動方針、予算、決算に関する事項
- 二、役員を選任に関する事項
- 三、規約及び細則の制定及び改廃
- 四、参加団体への不利益処分に関する事項
- 五、その他、委員会の運営に関する重要事項

第9条【会議への参加】

委員は、執行委員会が招集される際、これに出席し傍聴することができる。また、議長の許可を得て発言することができる。

第10条【専門部局及び本部長】

1. 委員会は、業務を円滑に遂行するため、必要に応じて専門の部局を置くことができる。
2. 委員会は、行事の円滑な運営のため、現場における指揮及び監督を担う責任者として本部長を置くことができる。その任免及び職務内容は別に定める。

第3章 参加団体

第11条【勧誘活動】

1. 全新歓に参加し活動紹介を行うすべての学生団体（以下、「参加団体」という）は、全新歓の理念を尊重し、節度ある勧誘活動を行わなければならない。
2. 勧誘活動に関する具体的な遵守事項は、別に細則で定める。

第12条【不利益処分】

1. 委員会は、前条の遵守事項に著しく違反するなど、全新歓の円滑な運営を妨げた参加団体に対し、執行委員会の議決を経て、警告、活動の制限、参加資格の停止等の不利益処分を行うことができる。
2. この規定は、全新歓の活動理念に反しない範囲で参加する学生団体の表現活動や思想信条を理由に適用してはならない
3. 前項の処分を受けた参加団体は、別に定めるところにより、執行委員会に不服を申し立てることができる。

第4章 会計

第13条【経費】

委員会の運営に要する経費は、参加団体からの分担金、その他の収入をもって充てる。

第5章 補則

第14条【細則への委任】

この規約の施行に関し必要な事項は、この規約に反しない限りにおいて、執行委員会の議決を経て細則で定めることができる。

第15条【参加団体との協力】

参加団体と委員会は、相互に可能な限りの協力を行う義務を負う。

第16条【企画の運営について】

1. 執行委員会において、企画の目的、内容、予算、日時、場所、動員について発表する。
2. 企画の運営は担当者が行う。やむを得ない理由で支障のある際は代理人が代行する。
3. 企画の担当者は、原則企画に関与する団体全てから選出すること。

第17条【全新歓規約改正手続き、公布】

この規約の改正は執行委員会で提案され、承認を経なければならない。この承認には執行委員による議決でその3分の2の改正案賛成を必要とする。承認を経た際、委員会の名において改正案に基づき文面を改め、直ちに公布・施行する。

第18条【設立年月日】

委員会の設立年月日は1978年12月1日とする。

【付則】

- ①この規約は2025年11月7日より有効である
- ②執行委員は次のものとする。

委員長

執行委員